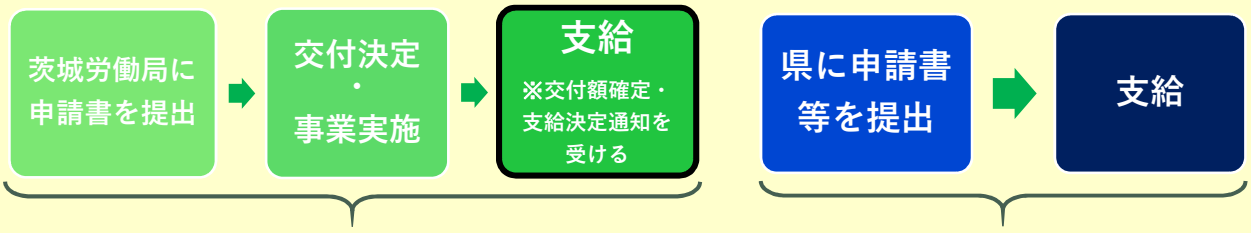
いばらき業務改善奨励金

賃金引上げ後の事業場内最低賃金が**1,040円以上**の事業場に
業務改善助成金(国)の**自己負担額の1／2**を助成します(上限あり)

＜業務改善助成金(国)とは＞
事業場内の最低賃金を**地域別最低賃金※より30円以上引上げ**、生産性向上に資する設備投資を行う中小企業・小規模事業者等に、設備投資にかかる経費の一部を助成する制度です
※茨城県の地域別最低賃金：**1,005円（2024年10月1日から適用）**

いばらき業務改善奨励金　申請の流れ



要件	**①：以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと** **ア：2024年1月から9月までに、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、引上げ後の額が990円以上になること** （従業員50人未満の事業場については、2023年4月以降の賃上げから対象） **イ：2024年10月1日以降に、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、引上げ後の額が1,040円以上になること** **②：業務改善助成金（国）を活用すること** ※茨城労働局から2024年1月以降に業務改善助成金の交付決定を受け、**県への申請までに交付額確定・支給決定通知を受けること**
助成率等	○助成率：業務改善助成金（国）の**自己負担分の1/2** を支援 国助成率 / 3／4の場合 / 4／5の場合 / 9／10の場合 **県助成率** / 1／8 / 1／10 / 1／20 ○助成上限額：最大100万円（引上げ額及び引き上げる労働者数による） 【助成イメージ】※国助成率3/4の場合 補助対象経費160万円 業務改善助成金120万円 自己負担分40万円 県助成20万円 自己負担20万円 自己負担分の１／２を県が助成
助成対象	生産性向上のための設備投資等　※業務改善助成金（国）と同様 例）・POSレジシステム、自動釣銭機・券売機の導入による業務の効率化 ・引上げリフト付き福祉車両の導入による、送迎に要する人員の削減
申請〆切	**２０２６年１月３０日（金）**

問合せ先：茨城県産業戦略部労働政策課（茨城県水戸市笠原町９７８番6）
Tel：029-301-3635　　Mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

県の補助上限額一覧表

最低賃金引上げ額	引き上げる労働者数	県の補助上限額		
		国の助成率3/4の場合	国の助成率4/5の場合	国の助成率9/10の場合
30円以上	1人	50,000	38,000	17,000
		100,000	75,000	33,000
	2～3人	83,000	63,000	28,000
		150,000	113,000	50,000
	4～6人	117,000	88,000	39,000
		167,000	125,000	56,000
	7人以上	167,000	125,000	56,000
		200,000	150,000	67,000
	10人以上	200,000	150,000	67,000
		217,000	163,000	72,000
45円以上	1人	75,000	56,000	25,000
		133,000	100,000	44,000
	2～3人	117,000	88,000	39,000
		183,000	138,000	61,000
	4～6人	167,000	125,000	56,000
		233,000	175,000	78,000
	7人以上	250,000	188,000	83,000
		267,000	200,000	89,000
	10人以上	300,000	225,000	100,000
60円以上	1人	100,000	75,000	33,000
		183,000	138,000	61,000
	2～3人	150,000	113,000	50,000
		267,000	200,000	89,000
	4～6人	250,000	188,000	83,000
		317,000	238,000	106,000
	7人以上	383,000	288,000	128,000
	10人以上	500,000	375,000	167,000
90円以上	1人	150,000	113,000	50,000
		283,000	213,000	94,000
	2～3人	250,000	188,000	83,000
		400,000	300,000	133,000
	4～6人	450,000	338,000	150,000
		483,000	363,000	161,000
	7人以上	750,000	563,000	250,000
	10人以上	1,000,000	750,000	333,000

・事業場規模が30人未満の場合は下段網掛けの金額が上限
・その他の事業場は上段白地の金額が上限